

令和3年度 介護保険負担限度額認定のご案内

介護保険施設サービスやショートステイを利用される場合の食費・居住費（滞在費）は、利用者の自己負担となりますが、所得要件等を満たす方には負担が軽減される制度があります。

【対象となるサービス】※有料老人ホーム、グループホームやデイサービス等は対象外です。

介護保険施設・・・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
 ショートステイ・・・短期入所生活介護、短期入所療養介護

【令和3年8月以降の利用者負担段階と負担限度額（1日あたり）が変わります】

利用者 負担段階		区 分	居住費（滞在費）						食費	
			多床室		従来型個室		ユニット 型個室の 多床室	ユニッ ト型個 室	施設入所者	ショートステ イ利用者
			特養等	老健・ 療養等	特養等	老健・ 療養等				
認定 証 の 交 付 対 象 者 段 階	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受 給者	0円	0円	320円	490円	490円	820円	300円	300円
	第2段階	年金収入等（※ 1）80万円以下 の方	370円	370円	420円	490円	490円	820円	390円	(390円※3) ↓ 600円
	第3段階①	年金収入等 80 万円超 120万 円以下の方	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円	(650円※3) ↓ 1,000円
	第3段階②	年金収入等 120万円超の 方	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	(650円※3) ↓ 1,360円	(650円※3) ↓ 1,300円
基準費用額 （負担限度額認定の 対象でない方）（※2）			855円	377円	1,171円	1,668円	1,668円	2,006円	(1,392円※3) ↓ 1,445円	(1,392円※3) ↓ 1,445円

※1 公的年金収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

※2 負担限度額認定の対象でない方のご負担いただく額は、利用者と施設の契約により決められます。

※3 （ ）内の金額は令和3年7月までの負担上限金額です。

【預貯金額の上限金額が変わります】

認定要件である預貯金額が下記のとおり変わります。

段 階	令和3年7月まで	令和3年8月から
第2段階 年金収入等※80万円以下の方	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、 夫婦 1,650万円
第3段階① 年金収入等 80万円超 120万円以下の方		単身 550万円、 夫婦 1,550万円
第3段階② 年金収入等 120万円超の方		単身 500万円、 夫婦 1,500万円

※ 公的年金収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

※ 第1段階及び2号被保険者の上限金額は、令和3年8月以降も単身 1,000万円、夫婦 2,000万円です。

提出書類について

更新申請される際には、提出書類に漏れがないか今一度ご確認ください。

1 申請書

- すべての欄を記入してください。
※配偶者がいない場合は、「配偶者について」欄は記入不要です。
※生活保護受給者は、「配偶者について」欄および「資産について」欄は記入不要です。

2 同意書（申請書裏面）

- 所得および資産の確認をするため、市が各機関へ照会することへの同意が必要です。必ず記入してください。

3 預貯金等がわかるものの写し（通帳のコピー等） ※生活保護受給者は添付不要

- 下記の表で資産に含まれるものを確認し、本人および配偶者が所有している場合は、すべての「提出する書類」を添付してください。
- 添付書類の合計と申請書の「資産について」の金額欄が一致するようにしてください。（現金を除く）

<資産要件の対象となる資産の例>

<内容>	<提出する書類>	<申請書記入欄>
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ・口座番号・名義人が分かるページ （ゆうちょ銀行は表紙をめくったページ） ・最終残高がわかるページ（2ヶ月以内に記帳したもの） ※紛失時は残高証明書でも可（口座番号等が記載されていること）	預貯金額
有価証券 （株式・国債地方債社債など）	有価証券の時価評価額がわかるものの写し。 （ウェブサイトの写しも可）	有価証券
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）	その他
投資信託	銀行、信託銀行、証券株式会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）	
タンス預金（現金）	なし（自己申告）	
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書の写し及び負債の残額がわかるもの	

※資産に含まれないもの・・・家、土地、生命保険、自動車、腕時計、絵画など

※不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算金（給付額と併せて最大3倍の額）を納付していただく場合があります。